

- する。
- ① 30床以上の運営の場合  
174,282千円×運営月数／12  
(ただし、30床未満21床以上の運営の場合は、1床当たり5,382千円×運営月数／12を減額する。)
- ② 20床の運営の場合  
125,157千円×運営月数／12  
(ただし、20床未満の運営の場合(平成19年度以前に整備されたもの、又は平成19年度中に国と調整を行っており平成20年度において整備されるものに限る。)は、1床当たり3,222千円×運営月数／12を減額する。)
- ③ ドクターカーの運転手を確保する場合  
4,701千円×確保月数／12
- ④ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合  
13,265千円×確保月数／12  
(ただし、別添2に
- 品費等)、経費(消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、その他の費用(研究研修費、図書費等)

定める充実段階が  
Aの場合に限り算  
定するものとする  
。)

⑤脳卒中の内科系専  
門医及び外科系専  
門医をそれぞれ専  
任で確保する場合  
13,265千円×確保  
月数／12

(ただし、別添2に  
定める充実段階が  
Aの場合に限り算  
定するものとし  
る。)

⑥小児救急専門病床  
に医師、看護師を  
専任で確保する場  
合 55,967千円×確  
保月数／12

⑦重症外傷の外科系  
専門医を専任で確  
保する場合  
13,265千円×確保  
月数／12

(2) 在日外国人にかか  
る前年度の未収金  
(1か月1人当たり20  
万円超)に限って20  
万円を超える部分

地域救命  
救急セン  
ター

1か所当たり次の(1)  
及び(2)により算出さ  
れた額の合計額とする  
。  
(1) 次の①から⑥によ  
り算出された額の合  
計額に別添2に定め  
る充実段階に基づく

地域救命救急セ  
ンターの運営に  
必要な給与費(常  
勤職員給与費、非  
常勤職員給与費、  
法定福利費等)、材  
料費(薬品費、診療

3分の1

			<p>率を乗じて得た額とする。</p> <p>① 10床の運営の場合  <math>98,921 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12</math>  (ただし、11床以上20床未満の運営の場合は、1床当たり5,589千円×運営月数／12を加算する。)</p> <p>② ドクターカーの運転手を確保する場合  <math>4,701 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12</math></p> <p>③ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合  <math>13,265 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12</math>  (ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)</p> <p>④ 脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合  <math>13,265 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12</math>  (ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)</p> <p>⑤ 小児救急専門病床</p>	<p>材料費、医療消耗備品費等)、経費(消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、その他の費用(研究研修費、図書費等)</p>
--	--	--	--	--

		<p>に医師、看護師を専任で確保する場合 55,967 千円×確保月数／12</p> <p>⑥重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合 13,265 千円×確保月数／12</p> <p>(2) 在日外国人にかかる前年度の未収金 (1 か月 1 人当たり 20 万円超)に限って 20 万円を超える部分</p>		
サ 小児救命救急センター運営事業	—	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 213,119 千円×運営月数／12</p> <p>(2) 研修事業を行っている場合 1 か所当たり 9,007 千円</p>	小児救命救急センターの運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、材料費（給食材料費、医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費等）、経費（消耗備品費、光熱水費、燃料費等）、旅費、研究研修費、図書費等、減価償却費	3 分の 1
シ ドクターヘリ導入促進事業	—	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 日中飛行分</p> <p>① ドクターヘリ運航経費</p>	ドクターヘリの運航に必要な委	

		<p>1か所当たり 188,886千円×運営 月数/12</p>	<p>託費（ヘリコプ ター賃借料、操 縦士等拘束料、 燃料費、保守料 、災害補償費（ 航空保険料）等 ）</p>
	<p>② 搭乗医師・看護師 確保経費</p>	<p>1か所当たり 17,422千円×運営 月数/12</p>	<p>ドクターヘリ搭 乗医師及び看護 師の確保に必要 な給与費（常勤 職員給与費、非 常勤職員給与 費、法定福利費 等）</p>
	<p>③ 運航連絡調整員 確保経費</p>	<p>1か所当たり 1,942千円×運営 月数/12</p>	<p>ドクターヘリ の運航連絡調 整員の確保に 必要な給与費 （非常勤職員 給与費、法定 福利費等）、 賃金、委託料 （上記経費に 該当するもの 。）</p>
	<p>④ ドクターヘリ運航 調整委員会経費</p>	<p>1か所当たり 3,515千円</p>	<p>ドクターヘリ運 航調整委員会の 運営に必要な報 償費（委員謝金 ）、旅費、需用 費（消耗品費、 印刷製本費、食 糧費等）、使用 料及び賃借料（</p>

		会場借料)、役務費(通信運搬費等)
	(2) 夜間飛行(運航時間延長)分	
	① ドクターヘリ運航経費 1か所当たり 91,878千円×運営月数/12	ドクターヘリの運航に必要な委託費(ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費(航空保険料)等)
	② 搭乗医師・看護師確保経費 1か所当たり 17,917千円×運営月数/12	ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)
	③ 照明器具設置経費 1か所当たり 21,000千円	夜間搬送(運航時間の延長)のための照明器具設置に必要な報償費(謝金)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、光熱水費、燃料費)、役務費(通信

			運搬費)、使用料及び賃借料(照明機器)、機器据付費、備品購入費(照明機器)、委託料(上記経費に該当するもの。)	
ス 救急救命士病院実習受入促進事業	—	1 か所当たり 1,369 千円	救急救命士の資格を有する救急救隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要なコーディネーター医給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(指導医謝金)	2 分の 1
セ 小児集中治療室医療従事者研修事業	—	1 か所当たり 12,612 千円	小児集中治療室医療従事者研修事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、需用費(消耗品費、印刷製本費等)、賃金(事務職員雇上経費)、委託費(上記経費に該当するもの。)	2 分の 1

<p>ソ 救急勤務 医支援事業</p>	<p>—</p>	<p>1人1回当たり 休日 13,570円 (日中) 夜間 18,659円  (注) 基準額の算出に当たっては、別添1における診療日の区分ごとにそれぞれ1回とみなして算出するものとする。</p>	<p>休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当(医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就業規則等に明記しているもの。)</p>	<p>3分の1</p>
<p>タ 自動体外式除細動器(AED)の普及啓発事業</p>	<p>—</p>	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1) 協議会経費 1か所当たり 405千円  (2) 指導者の養成経費 1か所当たり 175千円</p>	<p>自動体外式除細動器(AED)協議会に必要な賃金、報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)  自動体外式除細動器(AED)指導者の養成に必要な賃金、報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、</p>	<p>2分の1</p>

		印刷製本費)、 使用料及び賃借 料(会場借料) 、役務費(通信 運搬費等)、委 託料(上記経 費に該当するも の。)
(3) 講習会等経費		自動体外式除細 動器(AED)
1か所当たり		の普及のための
ア 初年度	10,963 千円	講習等に必要な
イ 2年目以降	1,886 千円	賃金、報償費(
		講師謝金)、旅 費、需用費(消 耗品費、印刷製 本費)、使用料 及び賃借料(会 場借料)、役務 費(通信運搬費 等)、備品購入 費(実習用備品 )、委託料(上 記経費に該当す るもの。)
(4) 普及啓発会議等 経費		自動体外式除細 動器(AED)
1県当たり	799 千円	の消耗品等交換 普及啓発会議等 のためのに必要 な諸謝金、委員 等旅費、会議費 、賃金(事務職 員雇上経費)、 会場借料、通信 運搬費

		(5) 消耗品交換推進事業 1 県当たり 1,288 千円	自動体外式除細動器 (AED) の消耗品等交換推進事業のために必要な報償費 (諸謝金)、給与費 (非常勤職員給与)、需用費 (消耗品費)、賃金 (事務職員雇上経費)、旅費	
チ 救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報システム) 運営事業	—	厚生労働大臣に協議して定めた額	救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報システム) の運営に必要な給料、職員手当 (扶養手当、調整手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当、寒冷地手当、夜勤手当、管理職手当、休日給手当、特殊勤務手当)、賃金、報償費 (委員謝金)、旅費 (委員旅費)、需用費 (消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、食糧費)、役務費 (通信運搬費)、使用料及び賃	3 分の 1

			借料（建物、システム機器）、機器据付費、備品購入費（システム機器）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
ツ 救急・周産期医療情報システム機能強化事業	—	20,000 千円	救急医療情報システム及び周産期救急情報システムの機能強化に必要な給料、職員手当（扶養手当、調整手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当、寒冷地手当、夜勤手当、管理職手当、休日給手当、特殊勤務手当）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（システム機器）、機器据付費、備品購入費（	2分の1

				システム機器) 、委託料(上記経費に該当するもの。)	
	テ 救急患者 受入コー ディネーター 事業	—	1か所当たり 29,625千円	救急患者受入コー ディネーター の確保に必要な 給与費(常勤職 員給与費、非常 勤職員給与費、 法定福利費等) 、委託料(上記 経費に該当する もの。)	2分の1
	ト 救急患者 退院コー ディネーター 事業	—	1か所当たり 9,724千円×事業月 数/12	救急患者退院コー ディネーター の確保に必要な 給与費(常勤職 員給与費、非常 勤職員給与費、 法定福利費等) 、委託料(上記 経費に該当する もの。)	3分の1
(2) 周産期 医療対策 事業等	ア 周産期医 療対策事業	—	次の(1)から(7)により 算出された額の合計額 とする。 (1)周産期医療協議会 637千円 (2)周産期医療ネット ワーク事業 厚生労働大臣が必要と 認めた額 (3)相談事業 ① 専門相談設置費	周産期医療対策 事業に必要な報 酬、給料、賃金 、報償費、職員 手当等、共済費 、旅費、需用費 (消耗品費、食 糧費、印刷製本 費)、役務費(通 信運搬費、広 告料)、委託料 、使用料及び賃 借料、機器据付	3分の1

		<p>264 千円×実施月数</p> <p>② 啓発普及費 193 千円</p> <p>(4) 周産期医療関係者の研修事業 874 千円</p> <p>(5) 周産期医療調査・研究事業 1,005 千円</p> <p>(6) NICU入院児支援事業 5,510 千円</p>	料、備品購入費	
		<p>(7) 搬送コーディネーター事業 29,625 千円</p>		2分の1
イ 周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 1か所につき、該当する次の①から③により算出された額とする。</p> <p>①MFICU運営費</p> <p>(ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 2,008 千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(イ) (ア)以外の民間病院等 5,883 千円×病床数×事業月数/12</p>	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1

		<p>②NICU運営費 特別交付税措置の 対象とならない民間 病院等 3,419千円×病床数 ×事業月数/12</p> <p>③GCU運営費 特別交付税措置の 対象とならない民間 病院等 1,584千円×病床数 ×事業月数/12</p> <p>(2) 搬送受入促進事業 1日につき1人当 たり 13,570円</p>		
	地域周産 期母子医 療センタ ー	<p>次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額 とする。</p> <p>(1) 1か所につき、該 当する次の①から③ により算出された額 とする。</p> <p>①MFICU運営費 (ア) 特別交付税措置の 対象となる公立病院 の場合 8,658千円×病床数 ×事業月数/12</p> <p>(イ) (ア)以外の民間病 院等の場合 12,533千円×病床 数×事業月数/12</p>	地域周産期母子 医療センター運 営事業に必要な 報酬、給料、賃 金、職員手当等 、共済費、旅費 、需用費（消耗 品費、燃料費、 食糧費、印刷製 本費、光熱水費 、修繕料、医薬 材料費）、役務 費（通信運搬費 ）、委託料、使 用料及び賃借料 、備品購入費、 減価償却費、資 産消耗費	3分の1

			<p>②NICU運営費</p> <p>(ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 5,469千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(イ) (ア)以外の民間病院の場合 8,762千円×病床数×事業月数/12</p> <p>③GCU運営費</p> <p>(ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 811千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(イ) 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 2,408千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(2) 搬送受入促進事業 1日につき1人当たり 13,570円</p>		
			<p>(3) 母体救命強化加算 産科、小児科（新生児）、麻酔科及び救急医療の関係診療科（脳神経外科、循環器内科、心臓外科等）を有し、救命救急センターを併設し、24時間患者を受け入れ</p>	<p>関係診療科等との連携に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費</p>	<p>3分の1</p>

		る体制を整える場合 17,917千円×事業月 数/12とする。		
		(4) 麻酔科医配置加算 麻酔科医を確保する 場合 13,100千円×確保月 数/12	麻酔科医の配置 に必要な報酬、 給料、賃金、職 員手当等、共済 費	3分の1
		(5) 臨床心理技術者配 置加算 臨床心理技術者を確 保する場合 5,963千円×確保月 数/12	臨床心理技術者 の配置に必要な 報酬、給料、賃 金、職員手当等 、共済費	3分の1
ウ 新生児医 療担当医確 保支援事業		新生児1人あたり 10,000円 (NICU入院初日のみ)	NICUにおいて新 生児を担当する 医師の処遇改善 を目的として支 給されるNICUに 入院する新生児 に応じて支給さ れる手当(新生 児担当医手当等 )	3分の1
エ NICU等長 期入院児支 援事業	(ア) 地域 療育施設 運営事業	1か所につき、 次により算出された額 23,655千円×事業月 数/12 ※4床以上整備する場 合は、 1床あたり7,885千円 を増額する。 (ただし10床を限度 とする。)	地域療育支援施 設運営事業に必 要な報酬、給料 、賃金、職員手 当等、共済費、 旅費、需用費(消 耗品費、燃料 費、食料費、印 刷製本費、光熱 水費、修繕量、 医薬材料費、給	2分の1

			食材料費、職員被服費、運営事務費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費	
	(イ) 日中一時支援事業	(1) 病床確保経費 1日1床あたり 29,110円	日中一時支援事業に必要な次に掲げる経費 (1) 病床確保に係る経費 報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費	3分の1
		(2) 看護師等確保経費 看護師 1日6,350円 看護助手等 1日5,320円	(2) 看護師等確保に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費(患者を受け入れた場合に限る。)	

<p>(3) 看護職員確保対策事業</p>	<p>ア 看護職員資質向上推進事業</p>	<p>—</p>	<p>次の(1)から(9)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 看護職員専門分野 研修 ア 看護職員専門分野 受講者1人あたり 105千円 イ 認定看護師追加 研修 受講者1人あたり 121千円 円 (ただし、看護職員専門分野研修と認定看護師追加研修を一体的に行う場合は1人あたり226千円とする。)</p> <p>(2) 中堅看護職員実務</p>	<p>看護職員資質向上推進事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託費(上記経費に該当するもの)</p>	<p>定額</p>

研修

次のア及びイの合計額とする。

ア 短期研修

1 実施単位当たり  
604 千円

イ 中期研修

1 か所当たり  
3,192 千円

(3) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業

次のア及びイの合計額とする。

ア がん

1,966 千円

イ 糖尿病

1,966 千円

(4) 看護教員養成講習会事業

次のア～エの合計額とする。

ア 看護教員養成講習会

1 か所当たり  
7,056 千円

受講者 30 人以上 1  
人増す毎に

230 千円

イ 教務主任養成講習  
会

受講者 1 人につき

606 千円

ウ 保健師・助産師教  
員養成講習会

受講者 1 人につき

280 千円

エ 他県受入加算

受入人数 1 人ごとに

40 千円

(5) 看護教員継続研修  
事業

1, 219 千円

(6) 実習指導者講習会  
事業

2, 493 千円

(7) 協働推進研修事業

5, 434 千円

(8) 潜在看護職員復職  
研修事業

ア 潜在看護職員研  
修

1, 481 千円

イ 潜在助産師研修

1, 481 千円

(9) 院内助産所・助  
産師外来助産師等  
研修事業

1, 801 千円

イ 新人看護 職員研修事 業	—	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 研修経費</p> <p>ア 新人看護職員等が1名するとき 440千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合732千円とする。)</p> <p>イ 新人看護職員等が2名以上するとき 630千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。)</p> <p>(2) 教育担当者経費 新人看護職員5名</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に</p>	2分の1
----------------------	---	--	---	------

			<p>以上の場合に5名ごとに 215千円</p> <p>(注) 新人看護職員等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p>	<p>必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</p>
		<p>(3) 医療機関受入研修事業</p> <p>ア 1名～4名を受け入れる場合 1施設当たり 113千円</p> <p>イ 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり 226千円</p> <p>ウ 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり 566千円</p> <p>エ 15～19名を受け入れる場合 1施設当たり</p>		<p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

849 千円  
オ 20 名以上受け入  
れる場合

1 施設当たり

1,132 千円

カ 受け入れる新人  
看護職員数が 20  
名を超える場合

1 名増すごとに

45 千円

(注)

1 医療機関受入研修  
事業は複数月で実施  
すること。

2 医療機関受入研修  
事業における受入人  
数については、1 人  
当たり年間 40 時間  
で 1 人とし、上限は  
30 人とする。なお、  
1 人 40 時間に満た  
ない場合は、複数人  
で 40 時間となれば  
1 人とする。

次の(4)から(6)により  
算出された額の合計額  
とする

(4)多施設合同研修事  
業

ア 新人看護職員合  
同研修

1,009 千円

イ 新人助産師合同  
研修

1,009 千円

多施設合同研修  
事業の実施に必  
要な賃金、報償  
費、委員等旅費  
、需用費（消耗  
品費、印刷製本  
費、会議費）、  
役務費（通信運  
搬費、雑役務費  
）、使用料及び

定額

			賃借料、備品購入費（演習用に限る。）、委託料（上記経費に該当するもの。）
		(5) 研修責任者等研修事業	研修責任者等研修事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
		ア 研修責任者研修 1,171 千円	
		イ 教育担当者研修 1,171 千円	
		ウ 実地指導者研修 1,171 千円	
		(6) 新人看護職員研修推進事業	新人看護職員研修推進事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
		次のア及びイの合計額とする	
		ア 協議会経費 2,307 千円	
		イ アドバイザー派遣経費 170 千円	
ウ 病院内保	—	各病院内保育施設につ	病院内保育所の 3分の1

育所運営事業

き、(1)により算定した基本額より別添3に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(2)により算定した加算額の合計額とする。

(1) 基本額

ア A型特例

1人×180,800円×  
運営月数

イ A型

2人×180,800円×  
運営月数

ウ B型

4人×180,800円×  
運営月数

エ B型特例

6人×180,800円×  
運営月数

(2) 加算額

ア 24時間保育を行っている施設

23,410円×運営日数

イ 病児等保育を行っている施設

187,560円×運営月数

数

ウ 緊急一時保育を行っている施設

20,720円×運営日数

エ 児童保育を行っている施設

10,670円×運営日数

運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）

		<p>オ 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数 (休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。)</p>		
エ 看護職員確保対策特別事業	—	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費（外国旅費を含む。）、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会議費）、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額
オ 訪問看護推進事業	—	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)訪問看護推進協議会 次のアからウにより算出された額の合計額とする。</p> <p>ア 訪問看護推進協議会経費 519千円</p> <p>イ 事務局(訪問看護推進室)経費</p>	<p>訪問看護推進協議会及び事務局（訪問看護推進室）の運営に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料</p>	2分の1

<p>2,581 千円  (ただし、新規に設置する事務局(訪問看護推進室)にあつては、上記金額に運営月数/12を乗じて得た額とする。)</p>	<p>及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>
<p>ウ 実態調査費  722 千円</p>	<p>実態調査に必要な賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>
<p>(2)訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修  次のアからウにより算出された額の合計額とする。</p>	<p>訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>
<p>ア 訪問看護ステーションの看護師の研修  1,207 千円</p>	
<p>イ 医療機関の看護師の研修  603 千円</p>	
<p>ウ 訪問看護ステーション間の相互研修  969 千円</p>	
<p>(3)在宅医療普及啓発</p>	<p>在宅医療普及</p>

		<p>事業</p> <p>次のア及びイにより算出された額の合計額とする。</p> <p>ア フォーラム等開催経費 457 千円</p> <p>イ 普及啓発パンフレット作成等経費 435 千円</p>	<p>啓発事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	
カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業	—	<p>次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 日本語習得支援事業 候補者等 1 人当たり 117 千円</p> <p>(2) 就労研修支援事業 1 か所当たり 461 千円</p>	<p>外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）、備品購入費</p>	定額
キ 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	—	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 就業環境改善相談・指導者派遣事業</p> <p>ア 総合相談窓口設置経費 3,911 千円</p> <p>イ アドバイザー派</p>	<p>就業環境改善相談・指導者派遣事業の実施に必要な人件費、賃金、報償費、委員</p>	定額

	遣経費 684 千円	等旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
	(2) 多様な勤務形態導入研修事業 824 千円	多様な勤務形態導入研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
	(3) 就業環境改善支援事業 1 か所当たり 2,261 千円	就業環境改善支援事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費（人件費、法定福利費）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費、雑	2 分の 1

				役務費)	
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020 運動推進特別事業	政策的事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	8020 運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	10 分の 10
		その他事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	8020 運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	2 分の 1
	イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	—	1 か所当たり 2,148 千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製	定額